

## DH GateBlocker サービス利用約款

### 第1章

#### 第1条（約款の適用）

株式会社デジタルハーツ（以下「当社」という。）は、本約款に基づき、「DH GateBlocker ハードウェア」（以下「対象機器」という。）を通じて、当社が提供する不正通信の検知・遮断出口対策ソリューション「DH GateBlocker」（以下「本サービス」という。）を提供するものとする。

- 2 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は本約款を遵守するものとする。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができる。この場合において、本サービスの提供条件は、変更後の本約款の内容が適用される。

#### 第3条（本サービスの提供）

当社は、利用者に対し、本約款及び別途定める「DH GateBlocker サービスガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の定めに従い、本サービスを提供するものとし、本約款とガイドラインの定めが相異なる場合、ガイドラインの定めが優先する。

#### 第4条（納入）

当社は、別途当社の定める方法により、利用者に対して、対象機器を納入するものとする。

- 2 対象機器は、納入と同時に検収が完了したものとする。
- 3 対象機器に係る所有権は、対象機器の設定作業の完了をもって、当社から利用者に移転する。
- 4 対象機器に係る滅失、損傷、変質その他の危険負担は、納入をもって、当社から利用者に移転する。
- 5 当社が対象機器の配送作業及び設定作業を行う場合、当社がそれぞれ別途定める「DH GateBlocker 配送サービス利用約款」、「DH GateBlocker 設定サービス利用約款」（以下、本約款と併せて「本約款等」とする。）が適用されるものとする。

#### 第5条（故障対応）

当社は、別途当社が定める期間において、その期間内に発生した自然故障（当該対象機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず生じる電氣的・機械的故

障)について、無償で修理・交換するものとする。ただし、当該修理・交換に係る輸送費、梱包費等は、利用者の負担とする。

- 2 前項に定める場合その他別途当社が同意した場合を除き、当社は、対象機器の修理・交換する義務を負わないものとする。

## 第6条 (アカウント・パスワードの管理)

利用者は、自己の責任において本サービスの利用に必要なアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これを第三者へ利用、漏えい、貸与、譲渡、名義変更、売買等させてはならない。

- 2 当社は、利用者のアカウント及びパスワードに基づく本サービスの利用があった場合、利用者が本サービスを利用したものとする。

## 第7条 (サイバー保険)

利用者は、本サービス及び対象機器に付帯されているサイバー保険の被保険者となり、サイバー保険の取扱いに関しては別途利用者に配布するサイバー保険に係る書面の定めに従う。

- 2 当社は、サイバー保険の適用判断、保険料の支払い、その他取扱いの一切に関して、何ら責任を負わないものとし、本サービスの提供に基づき利用者に生じた損害の全てがサイバー保険により補償されることを保証しない。

## 第8条 (禁止行為)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本約款等又はガイドラインに違反する行為。
- (2) 本サービス及び対象機器の目的外での利用、通常意図しない方法での利用又は通常意図しない外部ツールの利用行為。
- (3) 本サービス、本サービスに係るシステムサーバー等に過度の負担がかかる行為。
- (4) 本サービス及び対象機器を用いての犯罪、又は公序良俗に反し若しくは法令に違反する行為。
- (5) 本サービス及び対象機器に関して、ソフトウェア等の複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他ソースコードを解析する行為。
- (6) 本サービスに係るシステムへの不正アクセス又はシステム情報の改変、消去行為。
- (7) 有償無償を問わず、本サービス及び対象機器の複製、貸与、担保設定、再販売、再提供、再許諾又は営業行為。
- (8) 本サービス及び対象機器における知的財産権に係る表示の転用、改変及び消去行為。
- (9) 当社若しくは第三者の名誉・信用を棄損し、又は事業活動を阻害する行為。

- (10) 前各号のほか、法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為。
- (11) その他当社が不適切と判断する行為。

### 第9条（協力義務）

利用者は、当社が本サービスの提供に必要となる、アカウント・パスワードの入力、データ複製、インターネット回線の提供その他協力を求めた場合、当該協力に応じる義務を負う。

### 第10条（秘密保持）

当社及び利用者は、本契約に基づき知り得た、技術、データその他の営業上並びに技術上の秘密情報、ノウハウ、経営情報、当社及び利用者との間の契約の存在及びその内容等（以下「秘密情報」という。）について、第三者（当社のグループ会社及び提携業者、並びに当社及び利用者の役職員、弁護士、公認会計士等の法令上の守秘義務を負担するアドバイザー（以下「アドバイザー等」という。）を除く。）に開示・漏洩してはならず、また本業務を遂行する以外の目的のために使用してはならないものとする。

- 2 当社及び利用者は、前各項の定めにかかわらず、以下の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
  - (1) 開示を受ける際に、既に自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できるもの。
  - (2) 開示を受ける際に、既に公知公用であったもの。
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となったもの。
  - (4) 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務なしに正当に開示を受けたもの。
  - (5) 自らが独自に創作したもの。
  - (6) 法令、規則、命令等に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けたもの。ただし、本号において、当該公的機関以外の第三者に対しては、当該情報はなお秘密情報として扱う。

### 第11条（提供中止・停止、利用制限）

当社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部について、その提供を中止若しくは停止又はその利用を制限することができる。

- (1) サーバーやソフトウェア等電気通信設備の保守、点検、修理、データ更新等を実施する場合。
- (2) 設備におけるやむを得ない事情がある場合。
- (3) 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本サービスの提

供が困難である場合。

- (4) 法令、裁判所判決・決定・命令、行政指導その他類似する事情により、本サービスの提供が困難である場合。
- (5) 公共の利益を優先する必要がある場合。
- (6) その他当社が必要と判断した場合。

### 第12条（本サービスの提供終了）

当社は、本サービスの提供が困難となる事由が生じた場合、本サービスをいつでも終了させることができる。

### 第13条（責任）

利用者は、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用により、かかる損害を賠償しなければならないものとし、当社に何ら迷惑をかけないことを保証する。

- 2 当社は、当社の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合は、当該損害の原因になった本サービスに関し、利用者が当社に対して支払った本サービスの1ヵ月分の利用料の価額を上限として、その損害を賠償する。ただし、当社は、当該賠償に関して、現実に生じた通常の損害とし、利用者が第三者に与えた損害、逸失利益・第三者の損害賠償請求に基づき発生した損害、予見の有無にかかわらず特別の事情により生じた損害その他当事者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、如何なる場合においても、一切の責任を負わないものとする。
- 3 前項に定める当社の損害賠償は、サイバー保険より補償された場合、当社は当該賠償責任を負わない。

### 第14条（免責）

当社は、本サービス及び対象機器に関して、次の各号に定める事項を保証せず、当該事項により利用者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。

- (1) 万全なネットワークセキュリティ機能を有していること。
  - (2) 全ての不正通信を検知、遮断すること。
  - (3) 常に十分な機能を有しており、正常に作動すること。
  - (4) 利用者の指示による設定変更内容等により発生した障害を検知、遮断すること。
  - (5) 情報通信機器に異常や故障が発生しないこと。
  - (6) 全ての質問、問い合わせに対し、迅速、正確に回答すること。
  - (7) テクニカル・サポートによる対応で全ての問題が解決すること。
- 2 当社は、次の各号に定める事由により、利用者に損害が生じた場合としても、一切の責任を負わず、免責される。
    - (1) 利用者の本サービス利用中における対象機器の故障等（対象機器のウイルス感染

- 等も含む。)による情報漏えい等。
- (2) 第 6 条に定めるアカウント及びパスワードの、第三者による不正利用。
  - (3) 第 9 条に定める利用者による協力義務の不履行。
  - (4) 第 11 条及び第 12 条に定める本サービスの提供中止・停止、利用制限及び提供終了。
  - (5) 天災、法令の制定・改廃その他の不可抗力。
- 2 当社は、利用者が対象機器の設定作業の完了を確認した後は、当該事項により利用者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。
  - 3 当社は、対象機器の故障等(対象機器のウイルス感染等も含む。)に起因して情報漏えい等が生じたことにより、利用者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。

## 第 2 章

### 第 15 条 (利用契約の成立)

利用者は、本約款等の内容を承諾の上、当社所定の方法により、本サービスの利用のための申し込みを行うものとする。当社が当社所定の手続によって当該申し込みを承諾したときに、本サービス提供に関する契約(以下「利用契約」という。)は成立する。本約款等は、利用契約の一部を構成する。

- 2 当社は、前項に定める申し込みを承諾しないことがある。

### 第 16 条 (利用期間)

本サービスの最低利用期間は、疎通日が属する月の翌月 1 日より 1 年間とする。疎通日とは、対象機器の設定完了の後、利用者が対象機器を通じて本サービスの提供を受けられることを確認した日をいう。

- 2 利用契約は、第 21 条 1 項の定めに従い解約されない限り、同一の内容・条件にて 1 ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第 17 条 (届出)

利用者が、その名称、所在地、連絡先その他送付・設置先等を変更する場合、当社に対して当社所定の方法により、速やかに届出を行う。

### 第 18 条 (利用料)

利用者は、当社に対し、利用契約成立後、別途条件通知書に定める利用料を支払うものとする。

- 2 利用料は、疎通日の属する月の翌月 1 日より発生する。
- 3 利用者は、当社に対して、月末日までに当月分の利用料を支払うものとする。振込手数料は利用者が負担するものとする。

- 4 利用者は、利用料について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとする。
- 5 当社は、別段の定めがある場合を除き、受領した利用料は返金しないものとする。
- 6 当社は、経済状況等の変化に応じて、利用料を変更することができるものとする。
- 7 本条の定めに関して、本約款と条件通知書の定めが相違がある場合、条件通知書の定めが優先するものとする。

#### **第 19 条（権利等の譲渡又は担保の禁止）**

利用者は、利用契約に基づく権利義務の全部又は一部に関して、当社の事前の承諾を得ることなく、第三者に譲渡し又は担保の用に供してはならないものとする。

#### **第 20 条（債権譲渡）**

利用者は、利用料に係る債権が、株式会社ネットプロテクションズその他当社が指定する事業者（以下「回収代行事業者」という。）に譲渡することができることに同意し、この場合において、利用者は、回収代行事業者の請求を受け、回収代行事業者に利用料を支払うものとする。

- 2 前項に定める債権譲渡が行われた場合、当社及び回収代行事業者は、利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。

#### **第 21 条（解約）**

利用者が、毎月 20 日（土日祝日の場合は、その前営業日）までに、当社が指定する方法にて、利用契約の解約の申請を行った場合、当該申請日の属する月の翌月以降の利用契約を解約することができる。

- 2 第 16 条で定める最低利用期間内に利用契約が解約された場合、利用者は、当社に対して、最低利用期間の残日数相当額の利用料を直ちに支払わなければならない。

#### **第 22 条（解除）**

当社は、利用者が次の各号の定め該当する場合は、利用者に対して何ら催告を要さず、直ちに利用契約を解除することができる。

- (1) 本約款等又はガイドラインの定め違反したとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあった、公租公課を滞納し督促を受けた又は保全差押えを受けたとき。
- (3) 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生、特定調停、破産その他類似の手續開始の申立を受け、又は自ら行ったとき。
- (5) 合併、解散、清算又は営業の全部若しくはその重要な一部を第三者に譲渡したと

き。

- (6) 財産状態が悪化し支払能力等に重大な変更が生じたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (7) 監督官庁より事業の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (8) 連絡がとれない、所在が確認できないと判断されたとき。
  - (9) その他取引を継続し難い重大な背信行為があったとき。
- 2 本条に基づく利用契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
- 3 利用者は、第1項各号に定める事由に該当した場合、当社に対し負っている一切の債務について、期限の利益を直ちに喪失するものとする。

### 第23条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自ら（親会社、子会社、関連会社を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与する等の関与をしていないこと、反社会的勢力と取引しないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為をなさないこと、又は自己の主要な出資者及び役職員が反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

- 2 当社は、利用者が前項の定め違反した場合、直ちに利用契約を解除することができるものとする。

### 第24条（存続条項）

本約款第7条、第10条、第18条4項及び5項、第20条、第21条2項、第22条2項及び3項、第24条、第25条並びに本約款等に定める責任及び免責に関する事項は、利用契約終了後も有効に存続するものとする。

### 第25条（準拠法、合意管轄）

利用契約、本約款等、ガイドラインその他本サービスに係る事項は、全て日本法に準拠し、それらに関して紛争等が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2019年6月1日 制定